

神奈川県では、指定道路図及び指定道路調書作成に向けた取り組みを進めています。

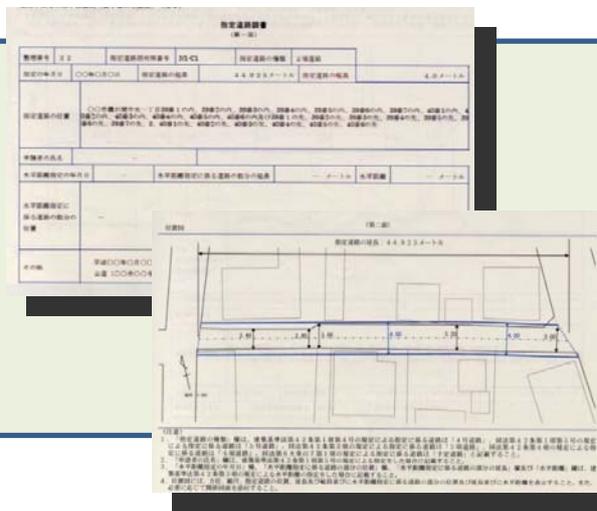
○建築基準法では、建築物の敷地は『道路』に接していなければならないとされています。

○神奈川県では、この『道路』の情報のうち『指定道路』の情報を提供する指定道路図及び指定道路調書の作成に向けた取り組みを進めています。

【指定道路図・イメージ図】



【指定道路調書・イメージ図】



○指定道路図及び指定道路調書の作成には『指定道路』の位置、延長、幅員等の情報が必要のため、既存資料の収集だけでなく現地での調査を行う場合もありますが、境界の確定等、権利関係を調査するものではありません。

○平成23年度は、寒川町、大磯町、箱根町、真鶴町及び湯河原町域における建築基準法第42条第1項第4号及び同項第5号道路に係る指定道路調書を作成する予定です。）

○みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

○指定道路とは？

○建築基準法では、人や車が通行できる道、通路、空地といったものを『道路』として取り扱っているわけではありません。

○道路法によるもの、都市計画法・土地区画整理法等を根拠に築造されたもの等であって、幅員4メートル以上のものを『道路』として取り扱っております。

○この『道路』に該当しないものであっても、『道路』と同等に取り扱うため、特定行政庁である県が指定したものを『指定道路』といいます。

○指定道路の種類は？

○道路法、都市計画法、土地区画整理法等による新設又は変更事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして、指定したもの
【法第42条第1項第4号】

○道路法、都市計画法、土地区画整理法等によらずに築造する道で、その位置の指定を受けたもの
【法第42条第1項第5号】

○建築基準法が適用される際、現に建築物が建ち並んでいる幅員4メートル未満の道で指定を受けたもの
【法第42条第2項】
等があります。

※ 本事業は建築基準法施行規則第10条の2に基づき実施しております。

※ 県が指定道路図及び指定道路調書の作成を進めている区域には、特定行政庁である、横浜市・川崎市・横須賀市・藤沢市・相模原市・鎌倉市・厚木市・平塚市・小田原市・秦野市・茅ヶ崎市・大和市は含まれていません。各市の担当課へお問い合わせください。

【問い合わせ】神奈川県 県土整備局建築住宅部
建築指導課開発指導グループ

〒231-8588
神奈川県横浜市中区日本大通り1
電話 045-210-6248
FAX 045-210-8884